

平成 2 5 年 第 1 8 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 9 月 1 7 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

	開 会 時 刻 午後 1 時
松 原 委 員 長	ただいまから、平成 2 5 年 第 1 8 回 教 育 委 員 会 定 例 会 を 開 催 し ま す 。 本 日 は 1 名 の 方 か ら 傍 聴 の お 申 し 出 が あ り ま す が 、 許 可 し て よ ろ し い で し ょ う か 。 〔各委員了承〕
委 員 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第 1、署名委員を決定します。石井委員と浅野委員にお願いします。 日程第 2、議案の審議にまいります。 はじめに、陳情第 1 0 号を審議いたします。 はじめて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。
柴 田 教 育 推 進 課 長 委 員 長	〔陳情文朗読〕 ありがとうございます。陳情第 1 0 号が提出されているのですけれども、前回継続になりました 7、8、9 号なんですけれども、委員長としては 8 号、9 号と 1 0 号は、これは関連しているかなとは思うんですね。7 号はちょっと違いますので、このことについて何かご意見があればお願いしたいのですけれども。
石 井 委 員	委員長が今おっしゃっているのは、1 0 号は 8 号、9 号と関連しているでしょうということに関してですね。
委 員 長	そうです。
石 井 委 員	それは関連していると思います。
委 員 長	第 7 号は別にしまして、第 8 号、第 9 号、第 1 0 号を一体の審議でもいいのではないかと思った次第なんですけども、尾上先生、いかがですか。

尾上委員	一緒に審議をしていって、できる内容じゃないかなとは思いますが、補食の再開ということに対して。
石井委員	ちょっと質問よろしいですか。あわせて考える、審議するということに、最終的にはそれぞれの陳情に対して答えを出すというような立場ということではよろしいでしょうか。
委員長	そうです。そのことも含めて、3本については少し議論を深めたいなというふうに思う次第なんですけども。
浅野教育長	第10号はきょう初めて、今、案文を読んだだけなんで、このことについて委員さんの方から、一つに何かあるかということで、単独に考えてやっていくことも一つはあると思うんですけど、第8号、第9号は前回新規でかけられて、今回もう一回資料なんかを読み込んで議論しましょうということになっているんで、きょうはその議論があるというふうに思っています。結果的には事務の取り扱いはちょっと第8号、第9号の意見交換をした上でどうするか、中身がまだ第8号、第9号と一緒にどうかは、趣旨としては補食を再開してくれという方向は同じだというふうに思いますけども、8号、9号を議論した上で、それでどうするかというふうにしたらよろしいんではないかなというふうに思います。
委員長	いかがですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	では、そのようにさせていただきたいと思います。 それでは、まず陳情の第7号ですね。給食費取り扱い、会計規則というところなんですけど、前回継続にいたしましたけども、第7号について何かご意見、あるいはご質問があればお願いしたいと思います。
教育長	前回もお話をしたんですけども、主な陳情項目は二つあるということで、1点目はその規定がないということなんですけど、規定はあります。十分か不十分かはいろいろ評価があると思いますけども、こういうような視点から21年に規定をつくって、それに準じて各私費会計が運営されているということになります。規定があるので、規定をつくってくれということについては、

既にありますということで、それに基づいて運営されているということで、特に課題がなければ、我々としてはその規定で足りるというふうには考えているということなんです。

もう一点のことは、この間もちょっと申し上げたんですけど、意味がちょっといまいち、固定徴収では無理があるということについての理由がよくわからないのと、そのことと公会計化への移行ということがどうも結びつかないということがあるんですけども、基本的には運営として、今、給食費の定額を、今年度は学年によってこうだというふうに決めて運営されているわけですので、ここについてもさっきの規定の中身と、それからここで言われている固定徴収では何か問題があるのかというようなことも含めて、この方が幾つか疑問を投げかけていることが理由のところにも書いてありますので、こういうことが何か中身としてそういうふうに言われるような内容のものがあるのかどうか、何か所管のほうからお答えをいただければいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

委員長

いかがですか。

住田学務課長

この陳情の理由のところに書いてある幾つかの疑問等についてはなんですけれども、この給食の運営母体はどこなのかということについては、これは学校設置者である区が運営母体になっているということで、学校給食法によって区は学校給食を出すことについて努力しなきゃいけないというような規定があります。どちらかという、区側に給食を提供する努力義務があるということになります。

一方の保護者の側は、当然義務ではないということになりますけれども、この学校給食を始めるに当たっては、例えば新1年生に対して給食費は幾らで、いつ幾らの額を引き落としますよというような説明を行ってから、それに基づいて給食を提供しているというような形になりますので、そういう義務ではないですけど、そういうやり方をしているということになります。

あとは事務処理の根拠とか、ルールとかについては、これは今、教育長がおっしゃったように、江戸川区の学校徴収金事務取扱規定に基づいて行われているということになります。

最後の追記のところ、この余剰金が出ている場合に返還をしてもらえるのかというようなご質問も書かれているところですけども、全ての学校では、毎年、給食費については校長名で会計報告書というのを出しているところでありまして、そして、その会計報告書の中に、ほとんどの学校は残金につ

	<p>いては次年度に繰り越しいたしますということで、保護者の了解をいただいているところでもありますので、そういう面からも、繰越金については、翌年度の会計に少額ですけど、繰り越して使うような形になっているということで、個別の保護者に対してその額を分けて払うというのが、いろいろと難しい面もあるということだと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員 長	<p>ありがとうございます。今、ご説明がありましたけど、何か他にご意見ありますでしょうか。質問でも結構です。</p>
石井 委員	<p>質問なんですが、この事務取扱規定というのは、ネット経由などでもって閲覧できる、そういう格好になっているのでしょうか。</p>
学務 課長	<p>特にこの事務取扱規定はネットに載せているわけではありません。ただ、全小・中学校にお配りをして、このような形でやってくださいということでお話をして使ってもらっているというようなところであります。</p>
尾上 委員	<p>今までに学校ごとのそういう処理をしてくださったわけですけども、何か質問とか、何かそういう苦情とかというのは出たことがあるんですか。</p>
学務 課長	<p>特に学校の給食費会計に関して、保護者のほうから苦情とか要望が、これまで私が学務課長になってから、来たということは特にはないと思います。</p>
委員 長	<p>そうすると、すみません。追記の中の返還を請求というような事例はお聞きになっていないということでもいいんでしょうかね。</p>
学務 課長	<p>これは今までは一度も聞いたことがありません。</p>
石井 委員	<p>取扱規定を閲覧したいという要望が出たときには、閲覧は可能でしょうか。</p>
学務 課長	<p>はい、可能です。</p>
委員 長	<p>他にいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

委員 長	<p>それでは、特にご意見等、各委員さんからございましたので、前回は継続ということでしたけれども、それぞれ意見がないということでございますので、結論を出したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、採択、不採択で決めていきたいと思っております。第7号陳情の採択に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>それでは、不採択。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>それでは、不採択というご意見になりましたので、第7号陳情につきましては、不採択としたいと思っております。</p> <p>それでは、先ほど出ました8号、9号ですね。継続になっておりますけれども、少しご意見、質問等を重ねていただいて、その後で10号にかかわっていきたいと思っております。</p> <p>それでは、9号も絡みがあるんですけども、ご意見等、8号からまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>まず確認したいことがあるんですけど、資料3と資料4、陳情された方が添付している資料ですが、この資料には誤りはないでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>誤りはございません。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。その上でお聞きしたいんですが、資料3のほうは、2、補食費となっているんですね。資料4のほうは、2として補食となっているんです。そして、前回のときに資料4に基づいて質問したときに、資料4の保護者の自主運営というのが、柴田課長のご説明は、これは会計事項なんだというご説明だったんですが、少なくとも、2、補食となっている限り</p>

教育推進課長	<p>においては、これを会計について言っているんだという、そういう文言の取り方はかなり難しいんですが、まずこのところをご説明いただけませんかでしょうか。</p> <p>前回のときに私のほうで申し上げた、この本文の中のタイトルということではなくて、本文の中で「育成料（公費）とは異なる」と、「育成料とは異なり保護者の自主運営となっています。」という文言の点につきまして、これは費用の面についての記述でありますというふうに申し上げたと思っております。</p> <p>その後、括弧書き以下につきましては、自主運営となっているけれども、保護者の運営が困難な場合は、補食業務をサブマネジャーに委託することもできますということで、会計処理につきましても、これはサブマネジャーが皆様の育成料をお預かりして会計も行っていきますということでの記述ということであります。その次に書いてある、その際はということで、こういったカロリーで、150キロカロリーでの提供となりますという補食の内容について出ておりますが、それが補食と会計の両方の部分が混在した書き方になっているという事実ではあります。</p> <p>そういうことでございます。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>非常に細かい文言を言い過ぎるのはよくないのかもしれないのですが、やはり文章全体として余りきちんとしてないというふうに読み取れるんです。それで、はじめにお聞きしたのは、これは正しいですかというのをお聞きしたのは、正しいんだとすると、それに基づいていろいろ意見が出たときには、それなりに真っ当に対応しなければいけないということにして、例えば資料4の2が、補食ではなくて補食費というようなことであれば、前年度から変わってないということで、ああそうだなとも思えるのですが、補食というくくりで書かれていることが、少しというか、かなり大きな問題だったんだろうなと思います。</p>
委員長	<p>いかがですか。</p> <p>私は、これ23年、24年度の学童クラブの登録の資料ですよね。ですから、この時点ではこのような表現だろうというふうに捉えているんですね。やはり前回申し上げたんですけども、食物アレルギーですね。で、あれは小</p>

学校でしたけれども、学童でもあったというお話を伺って、そのような管理と責任をどうするのかというふうに考えたときに、やっぱりこれでもし事故があったらどうしようもないことでありまして、子どもたちが給食を食べて、1時前後に給食が終わるわけですけれども、4時間半ぐらいですか、親御さんが戻ってくるまでお水ぐらいしか口にすることができないんですけれども、自宅に帰ってすぐおやつを用意全部してあれば、私自身は安全面から考えてみて、健康面から考えてみても、そんなに不安になることはないのではないのかなというふうに捉えております。

私のほうは以上ですが。

尾上委員

私としましては、前々からこの補食に対しての意見をお話させていただいたときに、学校関係で要するに補食が5時という、すすすくとの兼ね合いとかいろいろなことでも5時になったということを見ると、やはりご自宅に一番遅く帰られても、本当にすすすくから、学童から帰っても60分程度ではご自宅に着く。

そこで、やはりその時間というのは、むしろおやつというよりも夕食というふうに考えてくると思うんですけども、子どものリズムですよね。就寝とかという時間的なリズムを考えても、やはり補食をとった場合に、夕食が遅くなるよりは、その時間にしっかりと夕食が食べられるということが、子どもの健康的なリズムにとってはいいリズムではないだろうかなって、そんなふうにも考えて、お母様、お父様のご帰宅が遅くなる方はそれに見合わせたような食事をきちっとご用意ができるということが大切なことじゃないかなということ、あえて5時過ぎに何かを食べるということよりも、ご自宅に帰られてきちんとしたお食事をというほうが、子どもの栄養管理というか、そういう面ではいいんじゃないかなって、そのように考えて、5時過ぎの補食というのは必要ではないんじゃないかなというふうに考えております。

そしてもう一つは、ここにありましたように、保護者の自主運営ということで、これはどの程度の流れがあるのかちょっとわかりません。最初にやったときには、学校側が提供するというので、保護者がやるということは全くなかったのかもしれないけども、万々が一保護者がというふうになった場合に、これを希望されご用意をする方というのは、やはりお仕事の遅い方のお子さんが希望されているんじゃないかなと思ったときに、その運営等々をその方々が交代であっても何でも、これできることなのかなって、そんなふうにも考えてみたんです。

それで、そういうふうに考えたらかなり無理があるんじゃないかなって、

委員 長	<p>そんなふうにしたときに、やはりすくすくとしての提供というのを希望されているんだらうなって思ったときに、やはり5時過ぎということはおうちに帰って十分な時間ではないかなって、そんなふうを考えております。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>繰り返しになってしまうんですが、この陳情と資料3、資料4、何を言いたいのかというところを読み取りますと、陳情の表面といいましょうか、1枚目の下から2行目、補食実施業務は区が実施し、保護者の自主運営は財源の部分という説明というのは、資料3の平成23年度のもので、2の補食費、このことを指している。育成料、公費とは異なり保護者の自主運営となっています。補食費は自主運営となっていますと、これは読み取れるわけなんです。この方はそのことを言っています。</p> <p>それで、裏をめくっていただきまして、平成24年度と同資料では、突然、自主運営が費用の面のみでなく、補食実施業務を含むという内容に変更し、記載されているというのは、先ほど私が申し上げた、大きな2番の項目が前年度の補食費から補食に変わって、それで、ここが補食に変わったことで保護者の自主運営というのが補食全般にかかっているんだという読み取り方、これはすごく自然な読み取り方だと思うのですが、そこに非常な違和感を感じているという、そういうことだろうと思います。それで、もとに戻って、資料としての真っ当性ということの問題にしたんですが。</p>
委員 長	<p>きょう追加資料が出ているんですね。上のほうに鉛筆で書いてあると思うんです。陳情第9号、補足資料というので追加資料なんです。</p>
教育推進課長	<p>すみません。今、委員長がおっしゃったのは、次の9号のほうの追加資料でございます。</p>
委員 長	<p>ごめんなさい、はい。</p> <p>それでちょっとこれ見ていって、1月23日にすくすくにおける補食の廃止という、これはすくすくなんですけども、関連があると思いますので、ちょっと見ていただきながら、この資料をもうちょっと議論をしたいなと思うんですけれども。</p> <p>いかがでしょうか、見ていただきながら。</p>

石井委員	<p>そうすると、やはりここでも矛盾が出てきて、平成24年度は補食を保護者の自主運営というふうに先ほどの資料4を読み取りますと、この補足資料1の今後について補食の受託というところが、資料4と矛盾が出てくるというような読み取り方になってまいります。</p>
教 育 長	<p>石井委員さんのご質問というか、疑問はもっともだというふうに思いますけれども、基本的に考え方は23年度と24年度は変えていません。だから、確かに雰囲気の問題として、こういう表現はいかがなものかというご指摘については、それはそういうことでもって改めて受けとめなきゃいけないのかもしれませんが、所管が申し上げているように、考え方は基本的に変えていないわけで、お金と事業を切り離してきたことはないわけでありまして、基本的に一体的に区の事業としては予算は何も組んでいませんから。これはどこからかお金を出していただいて、それを受け取っていただくということになりますので、それを受けて区の職員が取り扱いをしたという事実には何の変わりもないわけでありまして、そのことが陳情の趣旨かどうかはわかりませんが、考え方を変えたかと言われれば、考え方は変えていないということになるというふうに思います。</p> <p>その上に立って、今の陳情ということになりますけど、この方は自分の所属する学校でのすくすくの運営について、そこにいる保護者の方がこういう希望を持ってますということがあるわけでありまして、そのことを、その学校に所属する保護者の方が自主的にやるから、ただ、場所は確保してくれないかという、そういう要望を集めたところ、非常にたくさんの方がいますよと。これに応えてくれないですかということが一つあるというふうに思うんですよね。</p> <p>もう一つのほうの考え方が変わったかどうかということについては、表現のことはあるにしても、考え方は変えてないということでありまして、その点をちょっと整理してお答えしなくちゃいけないかなというふうに思うんです。ですから、資料をこの間たくさんいただいたんで、資料を読み込んで、今回、議論にしましょうねということになったんですけど、資料のほうも二つありまして、一方は、区から出していた文書について、何か表現的におかしいんじゃないのということを突いて質問されているということですよ。</p> <p>その前段の部分は、この方が自分の趣旨に沿うかどうかわかりませんが、国の見解等、歯科医師会ですか、見解を添えられているということになりますので、資料のほうとしては、後半の部分は私の見解としては考え方は変えてないので、多少その辺の表現の問題はあるかもしれませんが、一</p>

貫してますよということになります。

前段の部分は、これはいろいろな見解があるだろうというふうに思いますけども、我々としては、一人ひとりの子どもたちに寄り添うべきということは原則としてあっても、やっぱり集団保育ですね。集団としてお子様を預かって、その時間をきちんと過ごしていただくということを考えたときに、一人ひとりの問題というよりも、やっぱり全体としてどういうふうに運営するかということになってくるわけで、そこを補食の問題として捉えれば、今回のような形で、とる子ととらない子というようなことの中で過ごしているのかということと、先ほど尾上委員さんがおっしゃったような時間帯でしか補食を提供できないとすれば、もう少し親御さんたちが自主運営、自主運営という以前に、ご自宅に帰って何かの形で提供するということも考えられませんかということでありまして、そのことによって4月以降実施をしてきております。そのことについてやっぱり現場として大きな問題が起きているというふうには我々は認識しておりませんが、いまだにこういうご意見があるということは確かでありますので、なるべくご理解をいただきたいなというふうに思うんです。我々が見ているのはお母さんよりも子どもですから、子どもを見ていて、子どもに職員だけじゃなくいろいろなボランティアの方も含めて多くの方がかかわっていらっしゃるわけで、その方々から見て、むしろその子どもたちが生き生きと最後まで健やかに暮らしていきますよと、生活をしていますよということであれば、余り問題はないんじゃないかというふうに思います。

あくまで全体の多くのお子さんを預かっているという形の中でどうしていくかということで考えていかないと、一人ひとり保護者の方はいろんな思いがあるというふうに思いますけれども、すすすくは学童も含めて、いろんな方がその時間、子どもがいるということについて我々が責任を持つということでもありますので、その視点から、私としては今までどおり進めたいなというふうに思っています。いろいろご心配があることは確かですから、そういうことについての、一つ一つ大丈夫だよなということを確認しながら進めたいんじゃないかというふうに思います。

委 員 長

私もこの1月23日の文書を以前に、この委員会でいただいて持っていますけれども、この文面を見ますと、やっぱり保護者が見て、特に補食についての食物アレルギーとか、こういった部分については、一番今日的な大きな課題でもありますから、十分納得が得られているというふうに思うんですよね。だから23年、24年度がどうなのかということをやっと別にし

教 育 長	<p>て、こういったことがやっぱり余り自主運営というのは本当はよくないんだろうなというふうに思っているんですね。いかがでしょうか。</p> <p>前回、私のほうからは、補食を再開してほしい。あるいはそのことについてはいろいろご意見を聞いてほしいという基本的な方向としては陳情の内容が近いので、一体的に議論したらどうでしょうかというお話をしたので、今、実際には、一つの方の8号を中心にお話をしているんですけど、9号もあわせてお話をし、それで共通の問題として議論できるということが土台にあれば、先ほどの10号ですかね、10号とあわせてそういういろいろな皆様が何か疑問に思われていることについて、一定の方向性をご理解いただけるようなことを出していくというふうなことで、一緒に議論できるのであれば、次回以降、全体をまた改めてやるということでもいいんじゃないかというふうに思うんですけど。</p>
委 員 長	<p>今、浅野教育長からもご提案があったんですが、その件についていかがでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>教育長がおっしゃっている一体というのは、幾つかまとめて採択、不採択ということですか。</p>
教 育 長	<p>採択、不採択は別に、一つ一つの議案に対して出さなくちゃいけないということもありますので、結論は別でもいいんですけど、一緒に一つ一つ議論して重なる部分も随分あると思うんですよね。だから一緒にできるところは一緒に議論していけばいいんじゃないかということで、結論はいずれにしても一つの陳情に対するお答えを出さなきゃいけませんので、そういうことでいいと思うんですけども。</p>
石 井 委 員	<p>わかりました。</p>
尾 上 委 員	<p>私もいいと思います。結局は補食を再開してほしいという部分の中で、いろいろな方法をお願いしてきているんだと思いますので、その必要性をここで皆さんで意見交換をしてという形によろしいと思います。</p>
委 員 長	<p>それでは9号も含めてごらんいただいて、ちょっとご意見やご質問等をいただければと思います。</p>

教 育 長	<p>この陳情の本文が前回出ていて、今回追加で少し補足的な陳情ではないですけれども、資料だけじゃなくて、趣旨のところも踏まえて中身が出ています。前は区の職員ですね、職員への事情聴取をきちっとしていないんじゃないかというような話なんですけど、今回は要するに5時以降子どもたちがどれだけいて、実態としてですね、どれぐらいの子が補食を希望しているのかということについて、基礎的な考え方が違うんじゃないかという数字的な捉え方のお話があるんですけど、これの前提となっている大きい問題は、要するに学童クラブのお子さんについて前回の意見も今回の意見もですが、全体にこの陳情される方は学童クラブの子どもについてというふうにお話をされることあるんですけども、我々は、すすすくスクール事業ということの大きくりの中で、その中に学童クラブの子もいますということで、基本的にどんな理由があっても、保護者の方にいろんな理由があるとは思いますが、預かった以上は、預かった時間は基本的に同じ生活といいたいまいしょうか、子どもたちが一緒に共同生活をして、そこにいろんな方がかかわっていただくということの中に意義があるということでやっているわけでありまして。</p> <p>そういうことを前提にしていくと、やっぱり一定の学童の子どもにだけ補食を提供するというような、そういうことは全体としてはどうなのかなということの視点がずっとあったわけでありまして、食べる子がだんだん減ってくる中で、その子のためにやっぱりそういうことを維持していくということがどうかということで、現場からもそういう声があったということ踏まえて、今回踏み切っているわけです。</p> <p>それで、最後までやっぱり学童クラブって何だという話がずっとあって、要するにすすすくを始める前の学童クラブのあり方みたいなのがあって、それを継続してずっと引っ張ってこられている方もいらっしゃるし、職員でもそういう考え方もいるかもしれませんが、我々としてはやっぱりすすすくという全体の事業の中で子どもを預かって、預かった以上はみんな同じ生活ですよ。ただ、6時まではそういうお子さん、特別な事情があるものとしてお預かりするということ責任を持ってやりましようということが基本で、あとは変わらないというふうに考えています。</p> <p>ですから、やはり教育委員会としては、学童クラブだからこういうふうにしなきゃいけないというようなことをずっと議論していくかどうかということ、やっぱり少し柱に据えて話さない、このことは議会でも何でもそうですけど、学童クラブとすすすくを同じにするのかという議員さんが結構いらっしゃるわけで、そういう考え方は我々として持っていないものですから、</p>
-------	---

	<p>預ける理由はわかります。預ける理由はわかりますけども、預かった以上はみんな一緒ですよということでありますので、そののところをやっぱりみんなで共通に理解していかないと、いつまでたってもこの問題は、学童を行うのだから親のかわりでしょうということになってくるんですけど、我々としては区別なく、一緒に過ごしていただくということをやっていますので、そのことの是非をやっぱりきちんと理解していかないと、なかなか答えにならないんじゃないかなというふうに思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうですね。すくすくスクールのこれまでの経緯といたしますか、学童も含めた中ですくすくスクールという形で取り組んできていると思うんですけども、何か今のご発言にご質問とかご意見がございますか。</p> <p>江戸川区としてすくすくスクールに着手して、これまで来た経緯というものが、すごく全区に先駆けての大きな取り組みだと思うんですよね。ですから、やっぱりその中でそれこそすくすくと学童が一体化といたしますか、すくすくスクールがよりこれからも進んで推進されていくというのが一番理想だろうというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがですかね。</p>
<p>尾上委員</p>	<p>江戸川区の事業としてすくすくスクールを立ち上げるときに、どういう形で運営をしていこうという、最初の出発なんかはどんな感じだったのでしょうか。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>当時、もう学童クラブ自体はもう昭和50年からやっておりました。50年からやっていたのは、例えば何々学童クラブということで単独の施設でやっていたので、児童館に併設されていたり、保育所と併設されていたり、そういう形で定員がある。1年生から3年生まで指導員一人当たり20名ということで、大体40名から60名の学童クラブで運営されておりました。</p> <p>それが、今も話題になっています待機児童ということで、入れないお子さんがいらっしゃいます。区としては、その学童クラブをどんどん用意をしたわけですが、そうした新たな学童クラブを設置するというよりは、学校という施設があって、学童クラブというのは学校が終わってから放課後に預かるという形で通ってこられるお子さんですので、この学校の施設を放課後活用して、その中ですくすくスクール事業という希望するお子さんたち全ての放課後の居場所として、すくすくスクールを各学校に設置するというので、この学童クラブについても、このすくすくスクールの中に包含するというのでの推移がございます。ですので、それまでは学童のお子さんは学童</p>

委員 長	<p>のお子さんだけで遊んでいたりと、その中でのおやつというようなこともありましたが、すすくすくスクールの中では、今度は学童クラブ以外の同じ学校のお子さんと放課後が一緒に過ごせる、同じ場所で過ごせる、そういうすすくすくスクールに移行してきた経緯がございます。</p> <p>よろしいですか。</p>
尾上委員	<p>その経緯を伺いますと、その時点で学童クラブを発展的解消みたいな、何か発展的に違う、全部すすくすくとするかという、そういう意見というのはなかったんですか。</p>
教育推進課長	<p>当時のお話を伺いますと、やはり学童クラブは働いている方々、保護者が就労されていて保育ができないという方を対象に申し込みをいただいておりますので、その全てが一緒というよりは、学童クラブの機能としても、やはりすすくすくスクールの中に含むというような声をいただいた中で今の形になっているということだと思います。</p>
石井委員	<p>きょうの補足資料のほうではなくて、はじめの陳情に基づいたものになるのですが、陳情の一番最後の方で、保護者も含め広い立場の人が参加できる公の議論の場ということを陳情されております。それで、これをうまく利用していいでしょうか、江戸川区としてのすすくすくスクール、それから学童、そこら辺のところも含めて、こういうような経緯でいろんなことがあって補食が始まったんだけど、こういう理由でやめている、中止にしましたということ、私は何らかの格好で整理して発表するといいいましょうか、外に出すということはやってしかるべきことじゃないかなと思うんですが、これはいかがでしょうか。</p>
委員 長	<p>今、石井委員さんから9号の件ですね。やってしかるべきというようなご意見が出ました、そのことについて何かございますでしょうか。</p> <p>いいですか、すみません。非常にちょっと難しいなと思うんですよね。というのは、やはり私もすすくすくスクールの立ち上げから、直接はもちろん中学校ですから携わってはいないのですけれども、当時、校長会の会長をやりながら小学校の先生方と情報交換をさせていただいたり、それぞれの地区で校長先生方も中学校も参加したり、いろいろ情報を得ていたんですけれども。つまり何が言いたいかという、このすすくすくが立ち上がり、もうかなり</p>

全国的にも注目され、しかも学童クラブは小学校にない学校のほうが当時は多かったのかな。みんな違う場所に行っていたわけで、信号を幾つも渡らなきゃいけないという。ですから、ある親御さんは、ちょっと危険なので、小学校2年生ぐらいになっちゃうと、もう家に帰ってきなさいみたいな、そういうことがあったというふうにも聞いております。

今はもう安全なわけですよ。その学校が終わってかばんを持ってすすすくの部屋に行っているいろいろな活動ができるというような、立ち上げ当時は、同じ学校の中であって、どうも何というのですかね、活動の場があっち行ったりこっち行ったり、なかなか意思統一ができなくて、先生方のほうも若干、けがをしたら養護の先生がいるのに誰が応急手当するのとか、そういう話題もあったように思うんですけど、今はそういったものもほとんど払拭されて、恐らく先生方も逆に集団が違うすすすくの中でリーダーシップをとることだとか、あるいは学級の中に見えない部分が見えてきて、むしろいい情報をいただいて、計画がうまく回っているんじゃないかなというふうに、つまり交流ができているといいますか、情報交換がクラブマネージャーも含めて先生方との情報ができていいのではないかなというふうに、やっぱりつくってきていると思うんですよ。それがこういう意見交換会を開く中で、せっかくつくり上げてきたものが、またじゃあ学童になったときにどうなのかというのがちょっと心配ですね、私としてはですね。以上です。

他に何かありますか。

教 育 長

この事業だけではなくて、いろいろな区の施策について賛成の方もいれば反対の方もいらっしゃるということだというふうに思いますし、その数が圧倒的に差がある場合もあるし、同じような数になる場合もあるかもしれませんが、今のシステムの中では、広く議論をとということになれば、公の場で議会を通して議論するということが最終的にはなると思うし、議員さんは各区民の方の中で選ばれた方々であって、どういう判断をするかについては、議員さんのいろいろなスタンスがあるでしょうけども、やはり区民の方のお声を聞いた上で判断をするということになるんじゃないかと思うんですよ。

補食については、1定で相当時間を割いて、本会議でもそうですけれども、予算委員会でも、相当これ時間を割いてやったわけで、いろいろ賛成反対はありましたけど、方向としては了解をいただいたというふうに思っているわけで、そういう中で4月から実施をされてきているわけですよ。だから、議論を全然し尽してない、保護者の方々から不満の方がいらっしゃるということはこれを見ればわかるわけですけども、ただ公の場で議論するという

	<p>ことになれば、そういう方々の目の前に行って、直接お声を聞かなければ何もできないかという、そういうことではないというふうに思っています。</p> <p>公の場合に、我々としては提案をして議論もして、賛否両方あったけども基本的には賛意をいただいたという中でやっているわけで、その中でまだいろいろご理解いただけないというか、不安の部分があるわけですから、そのことについてはご理解いただくように努めていきたいということでもう少し議論をしたらどうでしょうかというふうに申し上げているので、こういう場を新たにつくるということについては、このことだけじゃないと思うんですよ。いろんなことについて、こういうことを本当にやっていけるのですかということでもありますので、私としては、このことについては、はい、そうですかというわけにはいかないんじゃないかなというふうに思います。</p>
石井委員	<p>では、少し別な問いかけというか、提案になるかもしれないんですが、教育委員会としてこれまでの経緯ということを箇条書きにでもまとめておくということは可能でしょうか。でもそれは陳情とはまたずれることになってしまうので、何ともあれなんですけど、大きく意見ということで申し上げたんですが。</p>
教育長	<p>それは当然、事実として起きてきたことをきちんと整理をするということですから、できることだと思うし、できているのかもしれませんが、必要があればご提出できると思いますけども。</p>
教育推進課長	<p>今、委員さんのご発言のことで、これまでのすくすくスクール、それから補食についての経過をまとめさせていただきたいと思います。</p>
尾上委員	<p>この陳情文の中の真ん中の下のほうに、保護者の中には補食廃止で困っていても声を上げられる人ばかりではありませんという言葉がありますけれども、もちろん陳情を出された方の学校の保護者の方々かなって、それに付随する方もいらっしゃるかもしれませんが、もしそういうことであれば、声を要するに上げて聞いていただけないというのがやっぱりそれはいけないことだと思うんですね。そういう中で、こちらの係の人たちが現場に行かせていただいて、こういう経緯でということを知っていらっしやらなかった方もおいでかと思うのでということでお話に行くということは、やっぱり私はしてあげたほうがいいなって、そんなふうには感じておりますけども、どうでしょうかね。</p>

教育推進課長	<p>今の尾上委員さんのご意見で、現場には区の職員としてサブマネジャーがいます。我々はそのサブマネジャーからの親御さんたちのお声ということで聞いております。それはもちろん4月から、私の前からそれを聞いているのは聞いているという情報であります。</p>
委員 長	<p>それでは、第8号、第9号、第10号ですね。補足の資料も出ておりますけれども、委員長としてはもう少し時間をかけて議論をしていきたいなというふうに思ひまして、第8号、第9号、第10号についてはこの資料も含めてなんですけれども、継続ということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>ご異議がないということで、第8号、第9号、第10号につきましては継続とさせていただきます。</p> <p>続いてですが、第47号議案。ちょっとこれは政策形成にかかわる案件でございます。江戸川区教員委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>それでは、賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。ただし、第47号議案の議事録は政策形成過程が終了し、決定内容が公表された後に公開するものいたします。傍聴人の方は一旦退室をお願いいたします。秘密会後の後は入室できます。</p> <p>〔第47号の審議、政策形成過程終了につき公開〕</p>
委員 長	<p>それでは、第47号議案を審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
学務課長	<p>来年度の区立幼稚園の園児募集についてということでありまして。</p> <p>1番の募集人数につきましては、今年度、鹿本幼稚園が閉園となりますので、船堀幼稚園、小松川幼稚園、篠崎幼稚園の3園の募集人数になります。</p> <p>区立幼稚園は、小学校1、2年生と同じように、35人学級でクラス編成をされておりますので、4歳児につきましては船堀が105人、小松川が7</p>

	<p>0人、篠崎が70人ということで、5歳児については若干名と考えております。</p> <p>入園申込書の配布につきましては、10月21日、月曜日から、入園受付の日時と場所については、11月5日に各幼稚園で、11月6日、7日に学務課の学事係と各幼稚園、募集人員に満たない場合は上記日程以降も各幼稚園で受け付けを行いたいと思います。なお、申し込み後の手続については、12月上旬から12月中旬に各園で健康診断と面接による選考を行い、1月上旬に入園決定通知書を申込者の自宅に郵送したいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>そうすると、広報に載せるのは募集人数と、入園申込書の配布の予定ですよ。それから手続についてですね。</p>
学務課長	<p>完全な原稿になっているわけじゃないんですけども、例えば区立幼稚園はお弁当をつくって持参していただきますとか、通園バスはありませんとか、そういったような注意書きが広報には載ることになります。</p>
委員長	<p>何か他にご質問、ご意見がありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、第47号議案につきましては原案どおり決定してもよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>秘密会はここまでとします。傍聴人の再入室があれば認めます。</p>
委員長	<p>それでは、続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>教育委員会後援名義の使用承認について、ご報告を願います。</p>
教育推進課長	<p>教育委員会の後援名義使用の承認につきまして、ご報告いたします。</p> <p>第48回江戸川区PTAコーラス交換会の後援名義の使用についての申請がございました。そちらに記載のとおり、教育委員会での後援会としては3</p>

	<p>3回目となります。</p> <p>事業の目的としては、各学校の日ごろの活動の成果を発表し、互いに交流・親睦を深める。地域の方々への憩いの場を提供するということで、実施日時でございますが、11月9日土曜日、13時から、総合文化センター小ホールとなっております。</p> <p>事業の対象でございますが、範囲でございますが、一般区民ということで、そして経費の徴収、参加費1校当たり5,000円。一般観覧者は無料ということでございます。区の教育委員会の名義使用につきましては、広報11月1日号に掲載をするということでございます。</p> <p>その他、講演の内容としては、会場使用料、付帯設備の使用料、それからチラシの用紙の提供、それからプログラムの印刷ということでの講演内容の申請でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
委員長	何かご質問、ご意見があればお願いします。
尾上委員	こちらのコーラス交換会ですけども、毎年、何校ぐらいご参加されての交換会なんですか。
教育推進課長	ちなみに昨年47回は12団体ですね、12団体、小学校7校、中学校5校でございます。それで、参加者数としては観客、それからコーラスを含むと約350名の方の参加でございます。例年大体同じような形で行っております。
委員長	<p>その他よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	それでは、特にないということで、ただいまの報告を了承いたします。続いて、体力テストの結果でしょうか。
松井指導室長	<p>東京都体力テストの結果速報についてでございます。</p> <p>今年度、各学校の日程によって、4月から6月までに実施されました身体力テストの集計結果が速報としてきましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、(5)の備考のところ、中学校は持久走と20メートルシャトルラ</p>

	<p>ンから1種目を選択というふうになっております。小学校は全員20メートルシャトルランですが、中学校は選択となっております。ただ、両方実施している学校もございます。江戸川の場合は持久走で30校、20メートルシャトルランで18校、両種目実施校が14校というふうになっております。両種目実施校につきましては、それぞれのデータがこちらに反映されているものでございます。</p> <p>網かけになっているところが東京都平均を上回っているものとなっております。この他、生活運動習慣等の実態調査、児童・生徒の質問等の結果も含めて区で設置しております体力向上委員会でもた分析をして、子どもの体力向上に向けた資料集の作成ですとか、アイデア等を練っていくといったところでございます。以上でございます。</p>
委員 長	何かご意見、ご質問があればお願いします。
尾上委員	シャトルランというのは、どういう種目ですか、すみません。
指導室長	20メートルの間隔をラインでとります。それで音楽が鳴りまして、スタートしてから音楽が鳴り終わるまでに向こう岸にまず行きます。で、今度ぼんとなったらまたこっちに戻るんです。それで、そのリズムがだんだん早くなるんです。とにかくその終了のタイミングまでに向こう岸といいますか、ラインをまたぐ、それを折り返して繰り返す。小学校1年生の男子が15.4回となっております。15回とちょっとクリアする子というイメージです。
尾上委員	そうですか。そういうものだと。はい、ありがとうございます。
教育長	これは都の比較なんだけど、都がどの位置にあるかによりますよね。これが全部、都が最下位のところにいてこれだと相当厳しいですよ。だからそういうことがちょっとわからないんで、参考に、直近の都のレベルがもしわかればと思いますけれども。
指導室長	今わかるのは、昨年度の数値というのは東京都も含めてですけども、出ますので、それは確認をしたいと思います。
教育長	東京都は上がっているんですよ。

指導室長	東京都は上がっております。江戸川区も昨年度との比較では、非常に大ざっぱな言い方で申しわけないですけど、8割方上がっております。江戸川区自体の昨年度との比較でございます。
教 育 長	これ、何かちょうど真ん中あたりから右側はほとんどあれだけど、これがどっちかという運動能力で、左半分は握力とか座高とか体重とかということなんで、運動能力は右半分ですよ。
尾 上 委 員	でも、江戸川という、どちらかという校庭もほかの都市部よりも大きくて、運動ができやすい環境にあるんじゃないかなって、そんな認識をしているんですけども、その辺というのはどうなのでしょうね、プールだってあるし、ほかはプールもなくてどこかに行くとかということも聞きときもあるんですけどね。
指導室長	<p>環境的には、やはり例えば校庭が200メートルの学校と100メートルの学校では、例えば、じゃあ校庭3周しておいでと言っただけでも全然違うという状況はございます。ですので、そういう意味では環境としては恵まれているとは思いますが。</p> <p>体力については、やはり運動好きな子と嫌いな子の二極化の問題があって、やっぱりやらない子というのはやらないだろうなというところがあります。それから、根本的なところの生活リズムの問題というのもあります。そういうことも含めて、指導室としては、子どもたちが一生懸命夢中になって運動して、結果として体力が伸びていたという状況を推進していきたいと思っています。勝ち負けとか強い弱いとかがどうしてもはっきりしますし、数値で出ると、特に運動の場合は点数が隠せませんので、一緒に走って誰が早いとか遅いというのが誰の目にもわかってしまうということがあるので、どうしても苦手意識とか、そういうものが出やすいことも体育の場合があります。そういう子どもたちの心情も理解しながら、どういうふうに教職員が運動をたくさんするようにし向けていけるかというところで考えているところではございます。</p>
尾 上 委 員	はい。
委 員 長	この持久走は1500メートルですか。

指 導 室 長	男子が1500、女子が1000でございます。
石 井 委 員	<p>すごく雑駁な意見になってしまうんですが、前回、学力テストのことを見せていただいて、そこでは都の平均をちょっと下回っていて、運動はいいんだろうななんていうふうに思っていたのですが。室長おっしゃったように、他と比べてどうのこうのということではないんですが、やはりしっかりと楽しく運動する。それで、勉強のほうはしっかりとわかるまで諦めずに勉強するというようなことを、ぜひともみんな頑張ってもらいたいですね。</p>
委 員 長	<p>他にどうでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>では、特にないということなので、ただいまの報告を了承いたします。ありがとうございました。</p> <p>続いて、教職員の服務事故についての報告になります。この報告事項は人事に関する案件であるために、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委 員 長	<p>賛成多数と認めます。それでは、これより会議は秘密会となります。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>
委 員 長	<p>それでは、ほかに何かございますでしょうか。特にないですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>それでは、以上をもちまして平成25年第18回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>閉会時刻 午後2時42分</p>